平成３０年（フ）第２１号
和歌山県紀の川市田中馬場282番地３　レオパレス打田　108号室、前住所和歌山県岩出市西国分230番地（２－Ｃ号）
債務者　上田　　努
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１４８号
東京都町田市木曽東１丁目２番Ｂ３－101号
債務者　小島未沙貴
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８９号
横浜市泉区白百合１丁目12番４号　第２サカエハイツ201号
債務者　坂本　真一
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６７６号
横浜市保土ケ谷区明神台１番８－505号
債務者　新井　昭彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７６１号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘14番17号　初音ヶ丘ヒルサイド201号
債務者　林　さつき
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６号
静岡県磐田市富丘925番地２　エスポワール103号室
債務者　鈴木真由美（旧姓岡原）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２３７６号
東京都町田市小山町219－１－103
債務者　長島　珠美（旧姓宮良）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４０７号
東京都目黒区目黒本町５丁目33－19－301
債務者　井州蘭トルル
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４１０号
東京都台東区下谷２丁目19－13－102
債務者　千田　成子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４１８号
東京都中野区江古田４丁目23－22－205
債務者　米山　幸憲
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４３２号
東京都豊島区西巣鴨３丁目25－11－502
債務者　片岡佑奈子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４３８号
東京都大田区山王３丁目15－21
債務者　堀内　和美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４８号
東京都世田谷区船橋１丁目７－１－203
債務者　佐藤　正典
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４５１号
東京都大田区東糀谷４丁目４－１－205
債務者　島田　和久
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４５２号
東京都江戸川区中葛西２丁目18－16　ベルコート・Ａ202
債務者　吉田　和徳
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４５３号
東京都板橋区常盤台４丁目10－４－202
債務者　西野　順子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部